

雲仙市で設備投資をお考えの皆様 「半島税制」で**お得**に設備投資！

税負担軽減

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

法人税・所得税の軽減(国税)

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特例）ができます。

固定資産税などの軽減(地方税)

国の財政支援の下で、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇されます。

**幅広い
対象**

○対象業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

○対象設備

取得、建設、改修などに適用

機械・装置、建物・附属設備、構築物



**中小
企業応援**

最小で500万円の設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長5年間！

国税の優遇（割増償却）は5年間。地方税も3年間優遇。



■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上※		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※ 一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。

※ 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

※ 税務申告を行う際、当該設備投資が、雲仙市が策定した「雲仙市産業振興促進計画」に適合している旨の確認書を提出する必要があります。確認書の申請については、雲仙市商工労政課（0957-38-3111）にお尋ねください。

■ 雲仙市における固定資産税の特例措置

雲仙市半島振興対策実施地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例

対象地域	雲仙市内全域
対象事業	製造業・農林水産物等販売業・旅館業・情報サービス業等のうち常時雇用人数が以下の者 新設の場合：10名以上 増設の場合：5名以上
対象設備	家屋：「建物およびその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分 償却資産：「機械および装置」のうち、直接事業の用に供するもの 土地：対象となる家屋の垂直投影部分（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限り）
特例内容	当該施設を新設し、もしくは増設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3年度分の固定資産税の不均一課税を行う。 初年度：100分の0.14 第2年度：100分の0.35 第3年度：100分の0.70
適用期限	令和3年3月31日

内容	問い合わせ先	電話番号
産業振興促進計画・確認申請	雲仙市政策企画課・商工労政課	0957-38-3111
市税について	雲仙市税務課固定資産税班	0957-38-3111
県税について（個人）	県央振興局税務部課税課	0957-22-0508
県税について（法人）	長崎振興局税務部課税第一課	095-821-9434
国税について	島原税務署	0957-62-3281
半島振興法制度全般について	国土交通省半島振興対策室	03-5253-8425